

児童手当が支給されても 所得税と住民税で負担増に!

消費税増税だけではありませんよ

先日、消費税増税案が衆議院で可決されました。2014年4月に消費税が5%から8%になることが決まれば、家計の支出が仮に月20万円なら、消費税は月額1万円から1万6000円に、2015年10月に10%になると、これが2万円になります。このように消費税は毎月の家計を直撃することになりますが、実は消費税以外にも、じわじわと増税や社会保険料などの増額がされていくことをご存知ですか。4月から子ども手当は児童手当に変わり、6月分から支給される児童手当(支給そのものは10月)には所得制限があるので、今まで子ども手当が支給されていた人も6月に「現況届」と、その他必要な書類を提出することになっています。皆さん、6月中に提出されましたか? 提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなるので注意しましょう。

住民税の年少扶養控除も廃止

6月から住民税の年少扶養控除(16歳未満の扶養親族の控除)も廃止されているので、16歳未満(中学生)までのお子さんがある家庭は、昨年の住民税と今年の住民税を比べると、負担増になっているはずです。つまり、児童手当が支給されても所得税と住民税で増税になっているのです。さらに、今年10月からガソリンやガスなどの化石燃料に対して環境税が導入されます。家計の負担は年間で1000円ほどと言われているようですが、3年半かけて税率を上げていくそうです。

そして2013年1月からは復興特別所得税がスタートします。復興特別所得税は東日本大震災からの復興のための財源として創設されたもので、所得税に対し負担は2.1%です。所得税額が20万円なら4200円ですが、1年間ではありませ

| | | |
|-------|-----|--------------------------------|
| 2012年 | 6月 | 児童手当に所得制限 住民税の年少扶養控除の廃止 |
| | 10月 | 厚生年金保険料の増額 環境税(地球温暖化対策税)の導入 |
| 2013年 | 1月 | 復興特別所得税がスタート 退職金の住民税控除の廃止 |
| | 4月 | 国民年金保険料の増額 |
| 2014年 | 10月 | 厚生年金保険料の増額 |
| | 4月 | 消費税が8%に 国民年金保険料の増額 |
| | 6月 | 復興臨時住民税がスタート |
| 2015年 | 10月 | 厚生年金保険料の増額 |
| | 4月 | 国民年金保険料の増額 |
| | 10月 | 消費税が10%に |

ん。復興に25年かけるというわけではないのですが、25年間、所得税×2.1%の復興特別増税が続きます。

もっと国の政策に関心を持とう

そうすると、児童手当が支給されても、年少扶養控除が廃止となった分で所得税が増税になり、その所得税に2.1%の復興特別所得税がかかることになるわけです。また2014年6月から復興臨時住民税もスタートします。住民税の均等割が1000円(県民税が500円と市500円)増額になります。また退職金の住民税についても10%税額軽減がなくなり、その分が復興財源になります。こちらは2013年1月から2022年12月までの10年間です。実は、児童手当の金額が上がらなかったのは、その分を復興の財源に充てるためなのです。ですから、子育て世代を応援しているとはとても思えません。私たちはもっと国の政策に関心を持たなければなりませんし、家計でも対策が必要です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サティファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

知っ得! マネー塾

★講師/暮らしのマネープラン相談センター所長 高橋昌子(CFP)

★日程/日曜コース…8月5日・26日、9月2日・16日、10月7日・21日
水曜コース…8月8日・29日、9月5日・19日、10月10日・24日

★時間/午前10:00~12:00

★会場/ライブ1ビル(金沢市此花町・金沢駅から徒歩3分)

★受講料/9000円(テキスト込・3カ月全6回分)

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

株式会社 FPサポート研究所

FPサポート研究所

検索

<http://www.fpsl.co.jp/>

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F

☎076-232-2038

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン